

## 京都府学校給食用一般物資納入業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都府学校給食会（以下「府学給」という。）が調達する一般物資の納入業者（以下「納入業者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 公益財団法人京都府学校給食会理事長（以下「理事長」という。）は、一般物資の納入を希望する業者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するとして認定したものを、見積徴収予定業者（以下「登録業者」という。）として登録する。

- (1) 府学給が指定した規格の物資を、正確な量目により納品できること。
- (2) 学期の途中で価格を変更しないこと。ただし、府学給が別途見積を指示した場合を除く
- (3) 府学給が指定する日時と場所に搬入できること。
- (4) 府学給が作成する食品内容明細書に必要な情報を提供できること。
- (5) 府学給による衛生管理上の指導に従うこと。
- (6) 府学給が指示する食品検査を実施できること。
- (7) 会社経歴及び経営状況が正常かつ良好であること。
- (8) 納税義務が履行されていること。
- (9) 引き続いて2年以上同様の営業に従事していること。
- (10) 学校給食に深い理解を有し、協力的であること。
- (11) 施設設備が衛生的に管理されていること。
- (12) 従業員の衛生管理が十分に行われていること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当したものであって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(14) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

#### （申請書の提出）

第3条 前条の登録を希望する者は、学校給食用一般物資見積徴収予定業者登録申請書（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を、理事長あて提出するものとする。

2 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 登記簿謄本
- (2) 財務諸表（直前1年度分）（法人のみ）
- (3) 納税証明書（直前1年度分）
- (4) 食品営業許可証の写（関係業種のみ）又は営業届出済証の写
- (5) HACCPに沿った衛生管理の実施状況が分かる書類
- (6) 食品衛生監視票の写（関係業種のみ 3箇月以内のもの）
- (7) 誓約書（別紙様式2）
- (8) その他参考となる書類

3 申請書等の提出時期は、平成28年以降2年ごとの11月15日から11月30日までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

4 理事長が認める場合には、前項に規定する提出時期以外の期間であっても、申請書を提出することができる。

#### （審査結果の通知）

第4条 理事長は、審査の結果を、学校給食用物資納入業者登録申請審査結果通知書（別紙様式3）により、申請書を提出した者に通知するものとする。

#### （登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、前条の規定により審査結果の通知をした日から起算して2年とする。

2 第3条第4項の規定により申請書が提出された場合の登録の有効期間は、当該申請書が申請された日の直前の第3条第3項に規定する提出時期に申請書が提出された場合の有効期間と同じとする。

(納入業者の選定)

第6条 納入業者は、登録業者のうち、公益財団法人京都府学校給食会物資選定委員会（以下「委員会」という。）で選定された物資について、定められた規格に基づいて最も安価な見積をした者とする。

(改善指導等)

第7条 納入業者が、第2条各号に規定する登録基準のいずれかに該当しなくなったときは、当該業者に対して改善指導を行うものとする。

2 前項の改善指導を行ったにもかかわらず改善が見込めない場合は、納入を中止するとともに、改善されるまでの間、登録を取り消すものとする。

3 重大な異物混入や衛生管理上の問題があった場合は、再発防止対策が行われるまで、納入を中止する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月12日から施行する。